

## 匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

平成30年7月17日（火）

9：27～10：11

市役所議会棟 2階 第2委員会室

（司会）

委員の皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の協議会の司会進行を務めさせていただきます、産業振興課農政班の岩瀬と申します。よろしくお願いたします。本日の出席者についてですが、協議会委員14名のうち13名で過半数を超えておりますので、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定により、協議会が成立していることをここに御報告いたします。それでは、早速ですけれども、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会を開会いたします。初めに太田会長から御挨拶をいただきたいと思ひます。

（会長）

本日は、公私ともにお忙しい中を、そして、また特にお暑い中を当協議会のために御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日御審議いただく案件は、匝瑳市長から諮問のありました、平成30年5月受付分でございます匝瑳市農業振興地域整備計画変更5案件についてでございます。皆様の慎重なる御審議をお願い申し上げます。

（司会）

ありがとうございました。それでは議題に入ります。議長については、本協議会条例第6条第1項の規定により会長をお願いいたします。

（議長）

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。

さっそく議題に入らせていただきたいと思ひます。はじめに、議題の匝瑳市農業振興地域整備計画の変更についての審議は、重要変更となる除外1案件と軽微変更となる用途変更2案件及び地番変更2案件の合計5案件でございます。案件番号順に、事務局からの説明が終了した後に、案件ごとに審議をしていきたいと存じます。それでは、案件毎の審議に入りたいと存じます。

まず、重要変更の除外案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

（事務局）

除外案件1 専用住宅拡張について説明いたします。

（事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等）により案件説明する。

（議長）

ただいま事務局の説明が終わりました。これにつきまして、御質問、御意見はございませんか。

（A委員）

計画地が重要変更された場合というところで、第1種農地相当であり、例外的に許可できるものに該当する場合、農地転用許可の見込みありということであるが、この

なかで例外的に許可できるものに該当する場合にはどのようなものですか。

(事務局)

これは、農業委員会からの意見ということになります。2行目に書かれております例外的に許可できるものに該当する場合というのは、農地法上の転用の取扱いが例外的に取り扱えるかどうかということで農業委員会から回答をいただいていることとなります。県が国の指針を受けて、農地転用関係事務指針というものを定めておりますが、ほとんど国の指針と同じ構成になっており、その中で第1種農地の転用については、原則として許可することができないが、ただし、転用事業が次のいずれかに該当する場合には例外的に許可できるという規定がございます。これは○a、○b、○c、○d、○eそれぞれの中に項目がございますが、今私が説明する該当部分は○eの(オ)に規定がございます。

(A委員)

配布資料のどれですか。

(事務局)

配布資料にはございません。

(議長)

簡単に説明してください。

(事務局)

その条文を読ませていただきますが、既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）です。既存の施設の拡張、2分の1以内ということであれば、例外的に許可できる案件に該当するということを示しています。回りくどいですが。

(A委員)

その内容を、特例があるならば、書面で皆さんに知らしめてほしいのですが、よろしいですか。我々の認識で、農振地域内では除外も転用もできないという認識を持っています。例の大利根の受益のために、一帯の農振地域内の全部が除外できなくされたという認識を持っています。転用できなくされたという認識を我々持っています。その辺に、どういうのが当てはまるのかをお聞きしたいです。除外の申請をしているところであると思いますが、除外ができる場所なのですか。それとも農振地域なのですか。

(事務局)

先ほど担当からご説明させていただきましたが、資料の5ページでございます。諮問資料の5ページですが、これが農振の網がかかっている、かかっていないかを示させていただいている図になります。事業計画地のところは、境界の線と重なっておりますが、農振の地域に入っているということで、今回の協議会に諮らせていただいているということになります。農振の除外要件は5つございます。これは、毎回ご説明させていただいておりますが、一番問題になるのは、5番目の、先ほど委員さんからご質問のありました事業計画地の除外要件で、事業完了後、様々な整備事業完了後翌年から数えて8年間は農振の除外できないと、これが一番きつい具体的なわかりやすい基準になっているわけですが、これは大利根土地改良区の意見の欄を見ていただくとわかると思いますが、賦課がありますと農地として土地改良区の賦課金を

掛けていますと、ところが次のところで国営ストックマネジメント事業の地域外ということでその事業の対象外になってますと、これは何が言いたいかといいますと、つまり、先ほどの要件には該当しませんということが、この意見から読み取れるということになります。今回市の制度としましては、本協議会でこれが除外相当かどうかを皆さんに意見をいただくと、これは先ほどの5つの要件の内、1、2、3、4の方が主になります。1つ目はここを農用地外とすることについて正当な理由があるかどうか、2つ目は農地の一連の利用目的を阻害しないか、3つ目はその地域の利用集積上の問題が生じないか、4つ目は土地改良施設の機能を妨げないかという4つ、先ほどの1つを加えて5要件と言っております。説明は以上でございます。

(A委員)

農振地域であるから、農転は絶対にできない範囲内ではないということですか。その辺をお聞きしたいです。

(事務局)

農振除外をするには、農地転用の見込みがないと農振除外ができないということになりますので、事前に農業委員会の意見をきくというのを協議会に諮る前に手続きをしていることになります。

(A委員)

ちょっと曖昧でピンとこないんですが、我々の認識では平成26年度から農振の網がきつくなりましたね。大利根の受益のためにですが。自分の聞いた範囲内では、大利根の総代会の97%が賛成だから市長は判を押したというのが、太田市長の私に対する回答でした。このために、相当今いろいろな面で弊害があります。旧野栄では、受益地帯が転用は絶対にできないということで、完全に発展がストップされている状態にあります。そういうことが、その範囲でないかを聞いているんです。

(事務局)

農振の除外要件は、5要件しかございません。先ほど委員のおっしゃった3年前に厳しくなったかということと実は厳しくなっておりません。もともとこの5要件は基本的にいっしょでございます。ただ、その他の法律で一部法律の修正があったかということ、確かに改正はございましたけれども、5要件というものは基本的に変わっていません。先ほど3年前の話、4年前の話を申し上げますと、土地改良事業が事業計画された、実施されたということでございます。ですので、農振の除外は5番目の要件、事業に着手したことをもって、着手時から事業が完全に完了した翌年度から8年間経過するまで、9年経つまでは農振の除外ができないという要件は、とても具体的にはっきりわかりやすい基準ですので、簡単にできないというかたちになりまして、市で仮にここでそういうことでどうかと県に打診しても県知事から同意がもらえないということで、除外ができないということになります。

(A委員)

そうしますと、やっぱりできないということですね。平成26年度から18年間はできないということで、そういう認識を我々は持ってていいということですね。今回の件はどうですか。

(事務局)

事業計画地になった、受益地になった部分ということになります。事業受益地で  
すね。先ほどの国営ストマネの関係の事業地になった場合はと。

(A委員)

農振地域でしょ。それが受益地というのはどういうことですか。外すことはできな  
いのですか。

(事務局)

農振の網は当初掛けて、例えば全体が掛かっていた場合とします。先ほども説明い  
たしましたが、抜く場合は5要件ございます。1つ目はその農地を農地以外の土地に  
することが必要な理由、2つ目は農地の農業上の総合的な利用に支障を及ぼさない、  
3つ目は地域の担い手の集積に支障を及ぼさない、4つ目は土地改良施設の機能に支  
障を及ぼさない、5つ目は先ほど具体的な土地改良事業を実施した場合に完了した翌  
年度から8年間は除外できないということです。ですからこの要件から考えると、5  
番目の要件をクリアしている場合には、全体的な状況を御協議いただいて、農振を外  
していいんじゃないかということになれば、当然県に事前協議ができますし、県の方  
からもそれは除外してもいいんじゃないかという回答をいただくのができるというこ  
とになります。ですから、具体的なことをどうしても話をするときには、5番目の要件、  
受益地になった、具体的な先ほどからみてます国営ストマネ事業、基幹水利施設事業  
の更新事業が事業着手された、もう今始まりましたので、これが事業完了した翌年度  
から8年間まで農振はその受益地で基本的に除外ができないということでございます。

(A委員)

その辺のところを明確にわかりやすく書き物にして、皆さんに配布してください。

(事務局)

わかりました。

(A委員)

もう1点ですが、私の母屋のすぐのところもあったんですが、旧野栄町で約30年  
前、合併前に自分の集落地の中にある家のすぐの田んぼを埋め立てました。そのまま  
にしちゃったんですが、今度子どもが都会から帰ってくるということで家を建てよう  
ということで、産振とか農業委員会へ申請したら、まかりならんということで建てら  
れなかったという事例がつい最近ありました。ですから、何でそういうこと許すなら、  
何でその時許されなかったのかわからない、疑問だったもので、そう伺いました。  
ですから、同じすぐ屋敷のそばに田んぼがあったと、その田んぼを30年前にすでに  
埋め立てたと、その時に畑へしておけばよかったけどやらなかった。ということで、  
今度は娘が都会から帰ってくるから、家を建てたいというために申請手続きをしたら、  
無理であった。その方は、農協の幹部職員を長くやっていた人で、かなりこういうこ  
とに詳しい人であったが、どうしても無理であったということで自分のところに報告  
があったんですけれども。ですから、この内容がわからないんです。これは、自分は  
賛成したいです。どれもこれも賛成してあげたいんです。ですけれども、事例によっ  
ていろいろ異なるということでしょうけれども、その内容が明確でないですので、一  
つ皆さんに周知を図るために、ぜひお願いします。

(事務局)

今さらになります。任期がありますので、新しい委員さんには先ほどの県の指針の関係や農振の除外の要件という資料については、配布させていただきたいと思いません。

(議長)

議長でこんな発言して申し訳ないですが、この申請地は要するに農振農用地という網掛けがある土地であっても、大和さんの事業ストックマネジメントから漏れているところもあるという考えでよろしいですね。全部イコールではないということで、今回はストックマネジメントにかかってないから、農振農用地だけだから除外できると、そういう考えでよろしいですね。どうですか。

(事務局)

完全にイコールではございません。事業によって受益地が変わる場合がございます。今回の平木の地目が畑の部分については、国営大和根用水土地改良事業の受益には入っていないところです。

(議長)

ですから、野栄地区で農振農用地にかかっているけれども、国営の事業の網掛けに入っていない、要するに受益地に拾っていないところもあるんです。100%ではありませんから。

(A委員)

地域によって、田も畑のまかりならんと、すぐ隣接では畑が何とかなると田がまかりならんと。現に今泉地区では田も畑もまかりならん、野手地区は畑が何とかなる可能性がある、地域によって違うんです。

(議長)

受益地の拾い方が、やっぱり全部ではないですからね。そういう地域性があるかもしれないですね。田の方が受益とりやすいから、排水やそういう事業については。

そのくらいでよろしいですか。そのほかございますでしょうか。

<なしの声>

(議長)

それでは、採決に入ります。除外案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員です。本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いては、軽微変更の用途変更案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

用途変更案件1 農業施設用駐車場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

それでは、なしということで採決に入ります。用途変更案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員です。本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて用途変更案件番号2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

用途変更案件2 農機具格納庫及び植木の集荷場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

それでは、採決に入ります。用途変更案件番号2の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員であります。本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いては、軽微変更の地番変更案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

地番変更案件1 について説明いたします。

(事業概要・公図の写し等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、採決に入ります。地番変更案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員でございます。本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて地番変更案件番号2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

地番変更案件2 について説明いたします。

(事業概要・公図の写し等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

それでは、ないようですので採決に入ります。地番変更案件番号2の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員であります。本案件は承認されました。以上をもちまして、全ての議題について審議を終了しました。本日の審議結果について、匝瑳市長へ答申することといたします。慎重審議、ありがとうございました。

(司会)

会長ありがとうございました。続きまして、次第4のその他についてですが、委員の皆様何かございますか。

<なしの声>

(司会)

特にないようですので、事務局から何点か御報告申し上げます。

(事務局)

3点、御報告いたします。

<今後のスケジュール、前回の協議会における審議案件の進捗状況、委員報酬の口座振替についてを説明する。>

(司会)

それでは、以上をもちまして匝瑳市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。

長時間にわたりお疲れ様でした。